

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案要綱

一 改正の内容

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法が廃止するものとされる期限（平成二十二年十二月三十日まで）を平成二十七年三月三十一日までに延長すること。
（附則第二条関係）

二 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附 則

附則第二条中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。
この法律は、公布の日から施行する。

理 由

デジタルテレビジョン放送の送信設備等の整備を引き続き促進するため、高度テレビジョン放送施設設整備促進臨時措置法の廃止期限（平成二十二年十二月三十一日）を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一
部を改正する法律案新旧対照表

○高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
附則	附則
(一)の法律の廃止 第二条 この法律は、平成二十七年三月三十一日までに廃止するものとする。	(一)の法律の廃止 第二条 この法律は、平成二十二年十一月三十一日までに廃止するものとする。

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案参照条文

目次

- 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）
 - 独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第一百六十二号）
 - 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案参考条文

○ 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）

（目的）

第一条 この法律は、高度テレビジョン放送施設の整備を促進する措置を講ずることにより、デジタル信号による送信をするテレビジョン放送の早期の普及を図り、もって高度情報通信社会の構築に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「テレビジョン放送」とは、放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）第二条第二号の五に規定するテレビジョン放送であつて、電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第五条第四項に規定する人工衛星局により行われるもの以外のものをいう。

2 この法律において「高度テレビジョン放送施設」とは、テレビジョン放送の事業の用に供する施設であつて、次に掲げる設備から構成されるものをいう。

一 デジタル信号による送信をするテレビジョン放送を行うための電波法第二条第四号に規定する無線設備（これを設置するための建築物、鉄塔その他の工作物を含む。）

二 デジタル信号による送信をするテレビジョン放送の放送番組を制作するための設備（前号に掲げる設備と一体的に設置されるものに限る。）

3 この法律において「高度テレビジョン放送施設整備事業」とは、高度テレビジョン放送施設の整備を行う事業をいう。

（基本指針）

第三条 総務大臣は、デジタル信号による送信をするテレビジョン放送の早期の普及を図るため、高度テレ

ビジョン放送施設整備事業の実施に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならぬ。

- 2

基本指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

 - 一 高度テレビジョン放送施設の整備の促進に関する基本的な方向
 - 二 高度テレビジョン放送施設整備事業の内容に関する事項
 - 三 高度テレビジョン放送施設整備事業の実施方法に関する事項
 - 四 その他高度テレビジョン放送施設整備事業の実施に際し配慮す

3 総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞な
(実施計画の認定)

(実施計画の認定)

第四条 高度テレビジョン放送施設整備事業を実施しようとする者（当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。）は、当該事業の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、これを総務大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 3
二 高度テレビジョン放送施設整備事業の実施方法
三 高度テレビジョン放送施設整備事業の実施時期
四 高度テレビジョン放送施設整備事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

二 総務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施計画が基本指針に照らし適切なものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認めるときは、同項の認定をするものとする。

(実施計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含む。）は、当該認定に係る実施計画を変更しようとするとときは、総務大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の認定に準用する。

3 総務大臣は、前条第一項の認定を受けた実施計画（第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る高度テレビジョン放送施設整備事業を実施する者（以下「認定事業者」という。）が当該認定計画に従つて高度テレビジョン放送施設整備事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（機構による高度テレビジョン放送施設整備事業の推進）

第六条 独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 認定計画に係る高度テレビジョン放送施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

（資金の融通のあつせん等）

第七条 政府は、認定計画に係る高度テレビジョン放送施設整備事業の実施に必要な資金の融通のあつせんに努めるものとする。

2 総務大臣及び財務大臣は、第六条に規定する機構の業務の円滑な運営が図られるように、情報の提供その他必要な配慮をするものとする。

（報告の徵収）

第八条 総務大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る高度テレビジョン放送施設整備事業の実施状況に

ついて報告を求めることができる。

(罰則)

第九条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、平成二十二年十二月三十一日までに廃止するものとする。

(信用基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第三条 日本開発銀行(日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)附則第六条第一項の規定により日本政策投資銀行が日本開発銀行の権利及び義務を承継したときは、日本政策投資銀行)以外の出資者は、機構に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、機構法第二十九条の二第二項に規定する信用基金に係るその持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があつたときは、機構法第六条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

○独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第百六十二号)(抄)
(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人情報通信研究機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

附 則

(業務の特例)

第九条 (略)

2 (略)

3 機構は、第十四条に規定する業務のほか、当分の間、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法(平成十一年法律第六十三号)第六条に規定する業務を行う。

4 (略)

○地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)(抄)

附 則

(不動産取得税の課税標準の特例)

第十一条 (略)

2 (略)

23 放送法第二条第三号の三に規定する一般放送事業者が高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法(平成十一年法律第六十三号)第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により同条第二項に規定する高度テレビジョン放送施設の用に供する家屋で政令で定めるものを取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年三月三十一日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の四分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

24
34 (略)

(固定資産税等の課税標準の特例)

第十五条 (略)

18 25 17 (略)

放送法第二条第三号の三に規定する一般放送事業者が、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十日までの間に新設した同条第二項に規定する高度テレビジョン放送施設で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該施設に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三(同項第一号に規定する無線設備のうち小規模なものとして総務省令で定めるものにあつては、二分の一)の額とする。

19
59 (略)